

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3053号及び第3054号)

令和6年3月27日

令和6年3月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年3月11日道総第782号及び令和4年3月11日道事推第386号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「利害関係者との接触に関する指針第4条に基づく通知（様式1）2件
(1) 横浜市道路利用者会議 意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年10月14日） (2) 横浜市道路利用者会議
意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年
10月15日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が別表に示す文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年2月8日付で行った、別表に示す文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、横浜市道路利用者会議（以下「利用者会議」という。）の会長（以下「会長」という。）の所属する法人の名称（以下「非開示部分1」という。）並びに会長及び利用者会議の会員（以下「会員」という。）の所属する法人における役職（以下「非開示部分2」という。）は、個人に関する情報であって、氏名が開示されていることにより特定の個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。
- (2) 非開示部分1については会長の所属する法人が、非開示部分2については会長及び会員の所属する法人における役職及びその役職にある者の氏名が、いずれも一般に公にされていないことから、本号ただし書アに該当しない。さらに、いずれも人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報と認められないことから同号ただし書イに該当せず、会長及び会員は公務員等ではないことから同号ただし書ウにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次の

ように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 会長及び会員の氏名及び役職は、所属する法人の活動の中で広く公表されていると推認され、公開が予定されている情報である。
- (3) 利用者会議は事務局を市庁舎内に置き、横浜市職員が職務中に業務の一端を行っている。行政の透明化・公正さを担保するためには、非開示部分1及び非開示部分2の開示が欠かせない。開示することによって得られる利益と失われ得る利益を比較考量した場合、前者が後者に優越するというべきである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」という。）第4項に係る事務について

指針は、利害関係者との接触その他の職務執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、横浜市職員が具体的な行動の是非を判断するためのガイドラインである。指針第2項には横浜市職員と利害関係者が会食を共にすること等が禁止行為として、指針第3項には自らの飲食費を負担して、職務として出席する行事に合わせて会食を共にすること等が禁止行為の例外として定められている。

指針第4項によれば、例外に該当する行為を行う場合は、所属局区のコンプライアンス推進員に申請し、同推進員は当該申請に係る行為を承認するかどうかを決定して申請者に通知することとされている。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、全国道路利用者会議全国大会への参加に際し、道路局計画調整部事業推進課職員2名が、会長及び法人会員（法人として会員になっている者を指す。以下同じ）の担当者（以下「担当者」という。）2名と飲食を伴う意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）を行うことについて、コンプラ

イアンス推進員である道路局総務課長が承認したことに係る通知及びその別紙からなる。

通知には本件意見交換会に係る接触の理由・必要性、費用、コンプライアンス推進員の処理内容等が、別紙には本件意見交換会の参加者の氏名、利用者会議での役職、会長及び担当者の所属する法人の名称及びそこでの役職等が記載されている。実施機関は、これらのうち、会長の所属する法人の名称及びそこでの役職並びに担当者の所属する法人における役職の一部について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1及び非開示部分2が本号に該当するとしたことについて実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 利用者会議は、個人及び法人から成る任意団体であって、「道路整備を積極的に促進し、陸上輸送、物資流通を円滑化させ、もって国民生活の安定向上を期する」という目的から設立された全国道路利用者会議の地方組織として活動している。

(イ) 会長は、個人の資格で会員になっており、その所属する法人の名称及びその法人での役職は、公にされていない。

(ウ) どの法人が会員であるかは旧条例の非開示事由に該当しないと考え、法人の名称を開示している。また、当該法人が公にしている担当者の氏名及び役

職は開示し、公にしていない役職は非開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。

(ア) 非開示部分 1 及び非開示部分 2 の本号本文該当性について

非開示部分 1 は特定個人の所属する法人の名称であり、非開示部分 2 は特定個人の所属する法人における役職なので、個人に関する情報ではあるが、これらにより直ちに特定の個人を識別することができるものではない。

しかし、本件処分において会長及び担当者の氏名が開示されていることを踏まえると、当該氏名と照らし合わせることで、非開示部分 1 は会長の所属する法人の名称であることが、非開示部分 2 は会長及び担当者の所属する法人における役職であることが明らかになる。したがって、これらは個人を識別することができる情報であり、本号本文の非開示事由に該当する。

(イ) 非開示部分 1 の本号ただし書該当性について

非開示部分 1 は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にする必要があるとも認められず、また、会長は公務員等ではないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 非開示部分 2 の本号ただし書該当性について

非開示部分 2 は、法令等により公にされるものとは認められず、会長が所属する法人も法人会員も、その職にある者の氏名を公にしていないことが当審査会において確認できた。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるとも認められず、会長及び担当者は公務員等ではないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 飯島奈津子、委員 齋藤宙也

別表 本件審査請求文書

答申番号	諮問書の番号	文書
第3053号	令和4年3月11日 道総第782号	利害関係者との接触に関する指針第4条に基づく通知 (様式1) 2件 (1) 横浜市道路利用者会議 意見交換会(全国道路利用者会議〈全国大会〉参加者関係)(令和2年10月14日)
第3054号	令和4年3月11日 道事推第386号	(2) 横浜市道路利用者会議 意見交換会(全国道路利用者会議〈全国大会〉参加者関係)(令和2年10月15日)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年3月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年12月20日 (第445回第二部会)	・審議
令和6年1月25日 (第446回第二部会)	・審議
令和6年2月28日 (第447回第二部会)	・審議